

事務連絡
令和4年1月17日

奨学金事務ご担当者様

公益財団法人日本国際教育支援協会
学生支援部 国際教育課

新型コロナウイルス感染症に伴う令和4年度継続受給者への奨学金の支給について

平素、本協会事業にご理解ご協力賜り誠にありがとうございます。

さて、本協会で開催しております奨学金の支給については、日本に在留している期間を支給対象としております。令和4年度継続受給者への奨学金の支給について、下記のとおりといたしますので、通知いたします。

なお、今後の状況の変化を踏まえ、必要に応じ改めて通知いたします。

記

1 支給期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の流行の影響で渡日できない状況にあると認められる場合は、受給資格を有する者として取り扱いますが、在外期間中は奨学金の支給を休止し、支給再開は渡日月からといたします。(ただし大学等の長期休暇期間は除く。)また、奨学金支給期間の変更は行わず、支給終期は選考結果通知記載の年月のままとします。

2 手続きについて

奨学生が渡日できない状況が判明した時点で速やかにご連絡ください。支給休止期間について確認し、必要に応じて手続きをいたします。

3 送金について

支給休止に伴い、事務処理の手引き記載の送金スケジュールを変更する場合があります。その場合、個別にご相談させていただきます。

4 渡日しない場合について

渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、奨学金の支給を終了します。

以上